

## 成蹊大学文学部芸術文化行政コース規則

制 定 2019年3月4日  
文学部教授会  
最新改正 2021年12月22日

(趣旨)

**第1条** この規則は、成蹊大学文学部規則第7条第2項の規定に基づき、成蹊大学文学部（以下「本学部」という。）の芸術文化行政コースに関し必要な事項を定める。

(設置)

- 第2条** 本学部に、芸術文化行政コース（以下「コース」という。）を置く。
- 2 コースの運営に関し必要な連絡調整を図るため、学部長の下に、コース運営委員会を置く。
  - 3 コース運営委員会は、学部長が指名した者で構成する。
  - 4 コース運営委員会は、コースの運営に係る連絡調整の結果を本学部教授会に報告する。

(目的)

**第3条** コースは、本学部において芸術文化振興の担い手の育成に必要な科目を編成し、芸術文化の実践と行政の実務の双方を理解した上で、政策を立案できる人材を養成することを目的とする。

(単位の修得)

**第4条** コースを履修しようとする者は、別表に定めるコースの授業科目及び単位を修得しなければならない。

(登録及び履修)

- 第5条** コースを履修しようとする者は、原則として、2年次前期から開始するものとし、1年次後期にコースの登録を行わなければならない。ただし、コース運営委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 2 登録に際しては、所定の履修費を納入しなければならない。

(実習費)

**第6条** 演習科目のうち「制作演習C」又は「制作演習D」を履修しようとする者は、履修する年度の始めに所定の実習費を納入しなければならない。

(卒業に必要な修得単位数への算入)

**第7条** 別表に定める授業科目の履修により修得した単位は、文学部規則の定めるところにより卒業に必要な修得単位数に算入する。

(コース修了証)

**第8条** コースを履修して、所定の授業科目及び単位を修得した者に対しては、本人の申請に基づき、卒業時にコース修了証を授与する。

(規則の改廃)

**第9条** この規則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)

別表 (第4条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム								修了に必要な 修得単位数	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8		
基礎科目	必修	文化政策学② アート・アドミニストレーション② 地方自治体の文化行政② 文化政策と法②								8	26
専門科目	選必修	日本美術史A② 日本美術史B② 日本演劇史② 舞踊論② 写真論② アート・ジャーナリズム② 上演芸術論② 芸術文化行政特講A② 芸術文化行政特講B②								8	
		世界美術史A② 世界美術史B② 国際文化論② 音楽芸術研究基礎333② 舞台芸術研究基礎336② 視覚芸術研究基礎A334 (映画) ② 視覚芸術研究基礎B335 (画像) ② メディアとアート② サブカルチャー論② 情報デザイン論② 共生社会トピックス (アートと社会) ② Cross Cultural Communication Skills②									
演習科目	選必修	制作演習A② 制作演習B② 制作演習C② 制作演習D② 制作演習E② 制作演習F②								10	

(注) 別表のうち、演習科目は、コース登録者のみ履修することができる。